

社会福祉法人 福角会 いつきの里 指定短期入所事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人 福角会が開設するいつきの里指定短期入所事業所(以下「事業所」という。)が行う短期入所事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた心身障害児(者)(以下「利用者」という。)に対し、適正な短期入所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び支援を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月26日松山市条例第60号)並びに「松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月26日松山市条例第62号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 いつきの里短期入所事業所
- 二 所在地 松山市福角町甲1829番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元化する。
- 二 医師 1人(嘱託)
医師は、利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 三 サービス管理責任者 2人以上(うち1人以上は常勤)
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- 四 生活支援員 16人以上(うち1人以上は常勤)
生活支援員は、利用者及び家族・後見人等からの相談に応じ、それに基づいてサービスの提供と具体的な支援を行う。また、関係機関との連絡調整を行う。
- 五 看護職員 1人以上
看護師は利用者の日々の健康状態をチェック、保健衛生上の支援や看護を行う。
- 六 栄養士 1人以上
栄養士は、食事の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 七 調理員 1人以上
調理員は、献立に基づき、食事を調理し配膳を行う。

八 事務員 1人以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(短期入所の事業の種類)

第5条 事業所は、併設事業所として指定短期入所事業を行う。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者を知的障害児・者とする。

(短期入所の定員)

第7条 事業所の定員は3人とする。

- 2 事業所は、前項に規定する利用定員及び居室の定員を超えることになる利用者数以上に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、短期入所サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、適切な方法により利用者の入浴および清拭を行うものとする。
- 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。
- 4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 短期入所サービスを提供した際は、利用者または家族・後見人等から市町村長が定める負担額上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない短期入所サービスを提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - 一 送迎に関する費用（市町村が定める場合を除く） 実費
 - 二 食費 （食事を提供する費用）
 - 三 日用品費 実費
 - 四 光熱水費（施設が定める額）
 - 五 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
- 4 事業所は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を払った利用者または家族・後見人等に対し交付しなければならない。
- 5 事業所は、前3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者または家族・後見人等に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者または家族・後見人等の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常送迎の実施地域は松山市の区域とする。（島諸部を除く）

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応)

第12条 短期入所サービスの提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。嘱託医への連絡が困難な場合は、協力医療機関もしくは医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、利用者を災害から守ると共に、事故防止のため次の事項を実施する。

- 一 消防法に定められた年2回以上の防災訓練
- 二 月1回施設内外の安全総点検と施設設備・器具等の保全
- 三 利用者の交通等含めた安全面での支援

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 一 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(苦情解決)

第16条 提供した短期入所サービスに関する利用者及び家族・後見人等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した短期入所サービスに関し、法第48条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、社会福祉法第83号（昭和26年3月29日法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

- 第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 事業所の職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
 - 3 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - （2）成年後見制度の利用支援
 - （3）苦情解決体制の整備
 - （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - （5）虐待防止に関する委員会は人権委員会等をこれにあてる。

（身体拘束の禁止）

- 第19条 事業所は短期入所の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。
- 2 事業所はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
 - 3 事業所は身体拘束等の適正のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図ることとする。
 - 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 5 職員に対して、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的に実施することとする。

（その他運営についての重要事項）

- 第20条 本事業は、従業者の資質向上を図るための研修会を行うものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修を、採用後6ヶ月以内に行う。
 - 二 採用後研修を年1回以上実施する。
- 2 秘密の保持
 - 一 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 二 従業者であったものは、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を提示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。
 - 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から

5年間保存しなければならない。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福角会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規定は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 「社会福祉法人 福角会 いつきの里 短期入所事業所運営規程」(平成18年4月1日施行)は、平成18年9月30日をもって廃止する。
- 3 平成19年4月1日より第4条・三を一部改正する。
- 4 平成20年4月1日より第2条・四、第4条・三・四・七・八を一部改正する。
- 5 平成21年4月1日より第4条・三・四を一部改正する。
- 6 平成22年4月1日より第4条・三・四・七・八を一部改正し、九を追加する。
- 7 平成23年4月1日より第4条の三を追加し、五を削除する。
また以下の番号を繰り上げるものとするとともに、第4条・四・五・八を一部改正する。
- 8 平成24年4月1日より第4条・三・四・七・八を一部改正し、第4条・九を削除する。
- 9 平成25年4月1日より第4条・四・七を一部改正する。
- 10 平成26年4月1日より第2条4 第4条 第14条2 第15条を一部改正する。
- 11 平成27年4月1日より、第4条を一部改正する。第15条を追加する。
- 12 平成28年4月1日より、第4条 第7条を一部修正する。
- 13 平成29年4月1日より、第4条・四を一部改正する。
- 14 平成30年4月1日より、第4条・四・五・七を一部変更する。
- 15 2019年4月1日より、第4条・四・五を一部変更する。
- 16 令和 2年4月1日より、第4条・四・五を一部変更、第4条・八を削除する。
- 17 令和 3年4月1日より、第4条・四・七・八を一部変更、第17条・2・3・4・5を追加する。
- 18 令和 4年4月1日より、第4条・四・五・七 を一部変更し、第14条・第15条を追加し、以下の各条を繰り下げ、第18条を一部変更する。
- 19 令和 5年4月1日より、第4条と第19条4を一部変更する。